

川崎港における中古自動車等の放射線量率測定に関する覚書

(目的)

第1条 川崎港港湾管理者の長たる川崎市長（以下「甲」という。）と、川崎港運協会会長（以下「乙」という。）は、川崎港の港湾施設における安全の確保と港湾物流の振興を図るために、中古自動車等の放射線量率の測定に関して本覚書を締結する。

(中古自動車等の放射線量率の測定)

第2条 乙は、川崎港における港湾施設の安全の確保と港湾物流の振興を図るために、乙の会員が中古自動車等の放射線量率を測定することについて、指導的役割を担うこととする。乙は、甲に対して、中古自動車等の放射線量率の測定結果について、週ごとに報告することとする。

(港湾管理者への通報)

第3条 乙は、乙の会員から通報基準値を上回る放射線量率検知の報告を受けた場合は、甲にその旨を通報し、事後の対応方法について甲乙協議することとする。通報に係る様式については、別に定める。

(通報基準値)

第4条 前条の通報基準値は、IMDGコード7.1.14.12に準拠し、5 μ Sv/h以上とする。

(関係行政機関への連絡)

第5条 甲は、第3条の通報を乙から受けた場合は、直ちに、関係行政機関へ連絡することとする。

(港湾施設等から搬出されない場合の対応)

第6条 甲は、第3条の通報に係る中古自動車等が港湾施設等から搬出されない場合は、あらかじめ定めた一時留置場所を確保し、乙に一時留置を指示することとする。

(港湾施設等における検査場所の確保)

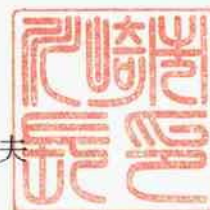
第7条 甲は、放射線量率の測定を行うための検査場所の確保について配慮することとする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのないことは、甲乙協議して定めることとする。

平成23年8月26日

甲 川崎市
川崎市長 阿部 孝夫



乙 川崎港運協会
会長 原 秀敏

